

# 地震保険

## 建築年割引 確認資料のご案内

地震

地震保険の**建築年割引(割引率10%)**を適用する際には、  
所定の**確認資料のご提出**が必要です。

このチラシでは、**建築年割引の確認資料**について  
ご確認ください。ポイントと**代表的な資料**をご案内します。



### 建築年割引(割引率10%)とは

保険の対象である建物もしくは家財を収容する建物が、昭和56年(1981年)6月1日以降に新築された建物で、所定の確認資料をご提出いただいた場合に地震保険に適用する割引です。

割引の適用にあたっては、以下の①～③が確認できる確認資料をご提出いただく必要があります。



### 確認ポイント

- ① 公的機関等<sup>(\*1)</sup>が発行もしくは受領・処理したこと
- ② 昭和56年(1981年)6月1日以降に新築<sup>(\*2)</sup>された建物であること
- ③ 当該建物の所在地の記載があり、保険の対象の所在地と同一であること

(\*1) 国、地方公共団体、地方住宅供給公社、独立行政法人、指定確認検査機関等をいいます。

(\*2) 公的機関等<sup>(\*1)</sup>が発行した書類または宅地建物取引業者が交付した重要事項説明書等により、建物が昭和56年(1981年)6月1日以降に新築されたことが確認できる場合には、「新築年」に限らず、「建設年」「建築年」「竣工年」「完成年」といった記載でも確認資料とすることができます。

詳細は、次のページをご覧ください

# 建築年割引の確認資料となる代表的な資料例

## (1) 公的機関等が発行する資料

お客様が新築住宅を建てられる際や、中古住宅を購入される際、賃貸住宅に入居される際などに公的機関等<sup>(\*)1</sup>が発行する各種資料にて、以下の「確認ポイント」を確認できる場合には、確認資料の写をご提出いただくことで、建築年割引を適用することができます。代表的な資料については以下のNo.1～13のとおりです。

確認ポイント	①公的機関等 <sup>(*)1</sup> が発行もしくは受領・処理したこと ②昭和56年(1981年)6月1日以降に新築 <sup>(*)2</sup> された建物であること ③当該建物の所在地の記載があり、保険の対象の所在地と同一であること
--------	---

下表に **見本** と記載されている資料については、**右ページ**をご参照ください。

(\*)1 国、地方公共団体、地方住宅供給公社、独立行政法人、指定確認検査機関等をいいます。  
 (\*)2 公的機関等<sup>(\*)1</sup>が発行した書類または宅地建物取引業者が交付した重要事項説明書等により、建物が昭和56年(1981年)6月1日以降に新築されたことが確認できる場合には、「新築年」に限らず、「建設年」「建築年」「竣工年」「完成年」といった記載でも確認資料とすることができます。

No.	代表的な資料名	発行主体 もしくは 受領機関 <sup>(*)3</sup>	発行される時期		
			新築・増改築時の完成前に発行される書類	完成後に発行される、もしくは、発行が可能となる資料	住宅購入・賃貸時に発行される書類 <sup>(*)4</sup>
1	<b>建築確認申請書</b> ※建築確認申請書を公的機関等が受領している(受領印・処理印が押印されているなど)ことが確認できる場合に限りです。	建築主事または指定確認検査機関	○		
2	<b>建築確認書(確認通知書・確認済証 見本①)</b>	建築主事または指定確認検査機関	○		
3	<b>建築確認証明書(建築物確認証明書)</b>	市区町村	○		
4	<b>検査済証 見本②</b>	建築主事または指定確認検査機関		○	
5	<b>登記申請書 見本③</b> ※登記申請書を公的機関等が受領している(登記済印・受付印・処理印または受領印が押印されている、もしくは受領証が交付されているなど)ことが確認できる場合に限りです。	法務局		○	
6	<b>建物登記済権利証(登記済証・登記識別情報)</b>	法務局		○	
7	<b>建物登記簿謄本 見本④ (登記事項証明書)</b>	法務局		○	
8	<b>登記事項要約書 見本⑤</b>	法務局		○	
9	<b>不動産登記情報(全部事項証明書) 見本⑥</b>	法務局		○	
10	<b>固定資産税に関する書類</b> (家屋所在証明書、固定資産(家屋)所在証明書、物件証明、課税台帳登録事項証明、評価証明、家屋課税台帳 等)	市町村(23区は東京都)		○	
11	<b>宅地建物取引業法に基づく重要事項説明書 見本⑦</b>	不動産業者等			○
12	<b>不動産売買契約書</b> (建物売買契約書、区分所有建物売買契約書、土地付建物売買契約書 等)	宅地建物取引業者			○
13	<b>住宅賃貸借契約書</b> (賃貸借契約書、賃貸住宅契約書、建物賃貸借契約書 等)	宅地建物取引業者			○

(\*)3 建築確認申請書または登記申請書の場合は、受領機関とします。  
 (\*4) 入居時に、No.1～9に記載の建物登記関連のコピーについて、不動産仲介業者や大家さんを通じて入手できる場合があります。

## (2) 保険会社が発行する資料

上記(1)に記載の資料の他、火災保険・地震保険のご契約時や更新時などに保険会社から発行される下表に記載のNo.14～17の資料にて、以下の「確認ポイント」を確認できる場合には、確認資料の写をご提出いただくことで、建築年割引を適用することができます。

確認ポイント	①保険の対象となる建物について、同種の地震保険に関する割引が適用されていること ②「証券番号(契約を特定するための番号)」 ③「保険契約者」 ④「保険期間の始期・終期(これらを特定できる情報を含む。)」 ⑤「建物の所在地・構造」 ⑥「保険金額」 ⑦「発行する保険会社」
--------	--

No.	資料名	発行主体
14	保険証券、保険契約証、保険契約継続証、異動承認書	保険会社
15	保険証券等の代替となる確認資料(Web証券、付保証書、特約火災保険ご契約カード)	
16	満期案内書類(更新ガイドブック、更新確認書)	
17	契約内容確認のお知らせ	

※上記No.1～17以外の資料であっても、建築年割引の確認資料となる場合があります。地震保険割引の詳細につきましては、代理店または東京海上日動(以下、弊社といたします。)までお問い合わせください。



## 建築年割引|以外の地震保険の割引

■地震保険には、建築年割引以外にも以下の割引がございます。割引適用にあたっては、適用条件を満たす所定の確認資料の写をご提出ください。

■下表に記載の資料の詳細、その他の確認資料につきましては、代理店または弊社までお問い合わせください。

割引種類	適用条件	ご提出いただく確認資料(*1)
免震建築物割引 (50%)	免震建築物(*2)に該当する建物であること	①品確法に基づく登録住宅性能評価機関(*3)により作成された書類(*4)のうち、対象建物が免震建築物であること、または対象建物の耐震等級を証明した書類(*5) 例)「住宅性能評価書」、「共用部分検査・評価シート」、「住宅性能証明書」、「技術的審査適合証」、「現金取得者向け新築対象住宅証明書」、「耐震性能評価書(耐震等級割引の場合に限ります。)」等
耐震等級割引 〔等級1:10% 等級2:30% 等級3:50%〕	耐震等級(*2)を有している建物であること	②独立行政法人住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることを示す適合証明書(*5) 例)「フラット35Sの適合証明書」等 ③長期優良住宅の認定を受けていることが確認できる書類(工事種別が新築の場合は耐震等級割引(30%)、増築・改築の場合は耐震等級割引(10%)を適用します(*6)) 例)「認定通知書」、「住宅用家屋証明書」、「認定長期優良住宅建築証明書」等
耐震診断割引 (10%)	耐震診断・耐震改修の結果、改正建築基準法に基づく耐震基準を満たす建物であること	①耐震診断の結果により国土交通省の定める基準(平成18年国土交通省告示第185号)に適合することを地方公共団体等が証明した書類 ②耐震診断・耐震改修の結果により減税措置を受けるための証明書 例)「耐震基準適合証明書」、「住宅耐震改修証明書」等

※割引(建築年割引、免震建築物割引、耐震等級割引、耐震診断割引)を重複して適用することはできません。

※割引の種類を問わず、既上記割引を適用していることが分かる保険証券(写)、保険契約証(写)、保険契約継続証(写)、異動承認書(写)、満期案内書類(写)、契約内容確認のお知らせ(写)またはこれらの代替として保険会社が保険契約者に対して発行する書類(写)もしくは電子データを確認資料とすることができます。(\*7)

(\*1)代表的な確認資料となりますので、詳細は代理店または弊社までお問い合わせください。

(\*2)住宅の品質確保の促進等に関する法律(以下、「品確法」といいます。)等に定められた「免震建築物」または「耐震等級」をいいます。

(\*3)登録住宅性能評価機関により作成される書類と同一の書類を登録住宅性能評価機関以外の者が作成し交付することを認める旨、行政機関により公表されている場合には、その者を含みます。

(\*4)品確法に基づく登録住宅性能評価機関として評価方法基準に基づき評価を行い、かつその評価内容が記載された書類に限ります。

(\*5)確認資料から耐震等級を1つに特定できない場合は、確認できる最も低い耐震等級を適用します。ただし、登録住宅性能評価機関、適合証明検査機関または適合証明技術者に対して届け出た書類(「設計内容説明書」等)から耐震等級を1つに特定でき、本資料をセットでご提出いただいた場合には、その耐震等級を適用します。

(\*6)長期優良住宅の認定を受けるために所管行政庁に届け出た書類(「設計内容説明書」等)から耐震等級を1つに特定でき、本資料をセットでご提出いただいた場合には、その耐震等級を適用します。

(\*7)「証券番号(契約を特定するための番号)」、「保険契約者」、「保険期間の始期・終期(これらを特定できる情報を含む。）」、「建物の所在地・構造」、「保険金額」および「発行する保険会社」の記載のあるものに限ります。

このチラシは地震保険の割引の概要を説明したものです。保険の内容は地震保険のリーフレット等をご覧ください。

なお、ご契約にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。また、詳しくは「ご契約のしおり(約款)」をご用意しておりますので、必要に応じて、代理店または弊社までご請求ください(「ご契約のしおり(約款)」は、ホームページでもご確認いただけます。)

ご不明な点等がある場合には、代理店または弊社までお問い合わせください。

お問い合わせ先

保険に関するお問い合わせは

東京海上日動カスタマーセンター

 **0120-691-300**

受付時間:平日・土日祝 午前9時~午後6時

(年末・年始を除く)

東京海上日動火災保険株式会社

www.tokiomarine-nichido.co.jp